

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会 役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会定款第 12号第 2号、第 3号及び第 25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。この場合の常勤役員は、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会職員就業規則第 15条に規定する職員の勤務時間において同様の勤務をする役員をいう。
- (3) 常勤役員のうち、理事は常務理事という。

(報酬等)

第 3 条 この規程における役員報酬とは、常勤役員に対し、役員としての業務の対価として支払うもで、報酬及び手当を月額報酬として支給する。但し、常勤役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 前項の月額報酬は、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会就業規則及び社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会嘱託職員事務取扱要領の定めを準用する。
- 3 会議等で出張する場合の拘束時間については、勤務とみなす。

(通勤手当)

第 4 条 常勤役員には、その勤務実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第 5 条 役員報酬は、原則として職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支給するものとする。

(費用弁償)

第 6 条 役員が、その職務のため、理事会・委員会に出席したときは、別表 1により費用を弁償する。但し、常勤役員で使用者としての立場を有する者に対しては、費用弁償は支給しない。

- 2 役員が、用務のために旅行したときは、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行なわない。

(支給方法)

第 7 条 費用弁償及び旅費の支給方法については、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第 8 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表 1 費用弁償の額

日額 1, 500円

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日（定時評議員会の議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
- 1 平成 20 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。